

設置運営業務の責任分界点等一覧表

1 コインランドリー式

項目	あいち小児保健医療 総合センター側	設置運営事業者側	契約満了（撤退） 後の措置等
電気設備	コンセントまで	設置機器から	設置機器の撤去
給排水衛生設備	蛇口及び排水口まで	設置機器から	—
電話通信設備	—	—	—
床面	—	—	—
壁面	—	—	—
天井面	—	—	—
その他	—	設置機器の点検 設置機器の清掃 料金の回収 電気料金、上下水道料 金の負担	—

2 床頭台等式

項目	あいち小児保健医療 総合センター側	設置運営事業者側	契約満了（撤退） 後の措置等
電気設備	コンセントまで	設置機器から	設置機器の撤去
給排水衛生設備	—	—	—
電話通信設備	—	—	—
床面	—	—	—
壁面	—	—	—
天井面	—	—	—
その他	—	設置機器の点検 設置機器の清掃 電気料金の負担	—

3 その他

- (1) 契約満了（撤退）後には、次期事業者への引継ぎに積極的に協力すること。
- (2) 契約満了（撤退）後の措置等についてセンターと現事業者及び次期事業者の協議のうえセンターが承認した事項については、上記の限りではない。
- (3) 上記に挙げていない業務、工事、経費が生じた場合は相互協議のうえ決定するものとする。